

要求水準書の主な変更箇所

該当箇所	要求水準書（案） 令和5年9月29日修正版		要求水準書 令和5年12月20日公表	
	頁	旧	頁	新
第1 6(1)	3	現在の指定管理期間は令和6年度末までを想定しているが、既存施設の解体工事の着工時期については、既存施設の利用期間延長を目的に事業者との協議により決定する。	3	(削除)
第2 1(6)	8	<p>新水泳場の整備に伴う上水・電力・ガス等の引込み及び下水道その他のインフラ接続にあたっては、事業者はインフラ管理者・各供給事業者と適切に協議ならびに必要な手続を行い、引込み・接続工事等を建設業務の中で適切に実施すること。</p> <p>利用料金等については、公園全体や周辺施設との負担区分が明確になるよう個別の計量等に配慮するものとし、工事期間中の仮設利用については建設業務、引渡し後の本設利用については維持管理業務において事業者が料金支払いを行うこと。</p> <p>なお、本事業におけるインフラ接続・利用等に関連して、公園全体の共用インフラ或いは周辺施設への影響等が想定される場合は、速やかに県に報告の上、必要に応じて県・公園管理者・各インフラ管理者等と協議・調整を行い、各業務を遂行すること。</p>	8	<p>新水泳場の整備に伴う上水・電力・ガス等の引込み及び下水道その他のインフラ接続にあたっては、事業者はインフラ管理者・各供給事業者と適切に協議ならびに必要な手続を行い、引込み・接続工事等を建設業務の中で適切に実施すること。<u>なお、周辺インフラ自体の容量限界については、事業契約締結後の事前調査にて状況を確認し、可能な限りリスク回避を図ること。</u></p> <p>利用料金等については、公園全体や周辺施設との負担区分が明確になるよう個別の計量等に配慮するものとし、工事期間中の仮設利用については建設業務、引渡し後の本設利用については維持管理業務において事業者が料金支払いを行うこと。</p> <p>なお、本事業におけるインフラ接続・利用等に関連して、公園全体の共用インフラ或いは周辺施設への<u>停電・断水等については事業者の責任において可能な限り回避を図ること。事業者の責任範囲を超える部分が想定される場合は、速やかに県に報告の上、必要に応じて県・公園管理者・各インフラ管理者等と協議・調整を行い、各業務を遂行すること。</u></p>
第2 2(1)表	9	延床面積合計 12,350㎡以上	9	<p>延床面積合計 12,350㎡以上</p> <p><u>※県が想定する必要面積を示すものであり、本書に定める機能を満足するものであれば、下回ってもよい。</u></p>

該当箇所	要求水準書（案） 令和5年9月29日修正版		要求水準書 令和5年12月20日公表	
	頁	旧	頁	新
第2 2(1)	10	(追加)	10	<p>※泳法の解析ができるシステム（ソフトウェアを含む）に関する補足説明</p> <p>・泳法の解析ができるシステム（ソフトウェアを含む）は、必須提案としているカメラ、その制御システム及びその他機器（タブレット、モニター等）（以下「カメラシステム」という。）に加えて、導入することでカメラシステム全体をより有効に活用できるものとする。ただし、任意提案とする。</p> <p>・群馬県の想定では、選手への即時指導を可能とする映像確認の付加機能を有するソフトウェアをイメージしたものであり、システムやソフトウェア自体がデータ解析を行うことをイメージしたものではない。（あくまで群馬県の想定であり、それ以外の有効な提案を拒むものではない。）</p> <p>・映像確認の付加機能を有する既存のソフトウェアが確認できており、新規開発を求めるものではない。</p> <p>・導入する場合の機能としては、例えば、比較したい映像の合成表示機能、動きの軌跡表示機能、距離・角度・スピード等の計測表示機能（計測自体は外部計測機器等により実施）などを有するものが考えられる。</p> <p>・カメラシステム及び泳法の解析ができるシステム（ソフトウェアを含む）の各機器の操作は、基本的には利用者（主に競技者・指導者）が行う想定のため、極力簡単な操作とすること。</p> <p>※カメラシステム及び泳法の解析ができるシステム（ソフトウェアを含む）は、今後も技術開発が進むことが想定されることから、技術の進歩に応じて適切な整備を行うこと。</p>
第2 3(2)①イ	15	・車両アクセスの対象として想定する車両等は、車いす利用者車両のほか、 タクシー 、関係者車両及びVIP車両、大会時のバス・マイクロバス、資機材搬出入及び廃棄物搬出用の貨物車両等とする。ただし、野球場西側の外周園路部分には暗渠水路があることから、重量車両の乗入れにあたっては総重量（輪重）等に留意する必要がある。	16	・車両アクセスの対象として想定する車両等は、車いす利用者車両のほか、 大会時 の関係者車両、VIP車両及びバス・マイクロバス並びに資機材搬出入及び廃棄物搬出用の貨物車両等とする。ただし、野球場西側の外周園路部分には暗渠水路があることから、重量車両の乗入れにあたっては総重量（輪重）等に留意する必要がある。
第2 3(4)⑤イ	24	・雨水等の排水再利用による水資源の効率的運用、省資源化を 積極的に 図ること。	25	・雨水等の排水再利用による水資源の効率的運用、省資源化を図ること。

該当箇所	要求水準書（案） 令和5年9月29日修正版		要求水準書 令和5年12月20日公表	
	頁	旧	頁	新
第2 3(5)①	26	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業の敷地内において、周辺環境や歩行者空間とのバランス等に配慮しつつ、適切な台数の駐車場及びバイク置場（自動二輪車及び原動機付自転車用）、駐輪場の整備を行うこと。 ・一般利用者の駐車場は公園全体として整備している正規の駐車場の利用を原則とするが、車いす利用者向けの駐車場を関係法令に基づき適切に整備するほか、通常時及び大会時の関係車両等の利用を想定した駐車場等の整備を行うものとする。 ・駐車場計画は、タクシーの寄付きに配慮するほか、大会時の大型バス、マイクロバス、テレビ中継車・電源車、資機材搬出入等サービス車両の運用を適切に考慮すること。 ・「前橋市建築物における駐車施設の附置等に関する条例」に基づく駐車場附置義務への対応は、本事業敷地内に整備する台数に加え、同条例第9条の隔地設置（概ね300m以内）の特例規定を適用して対応するものとし、公園全体としての既設駐車場整備状況と周辺施設を含めた大会開催時等の駐車場運用を総合的に検討し、関係部局と事前協議等を行った上で、適切に届出手続を行うこと。 	26	<ul style="list-style-type: none"> ・一般利用者の駐車場は敷島公園所定の来園者用駐車場の利用を原則とするが、本事業の敷地内において、車いす利用者向けの駐車場を関係法令に基づき適切に整備すること。 ・大会時の関係者車両及びVIP車両の寄付きに配慮するほか、大会時の大型バスやマイクロバスの乗降用、テレビ中継車・電源車の駐車用及び資機材搬出入等サービス車両の停車用のスペースを適切に考慮すること。 ・「前橋市建築物における駐車施設の附置等に関する条例」に基づく駐車場附置義務への対応は、本事業敷地内に整備する台数に加え、同条例第9条の隔地設置（概ね300m以内）の特例規定を適用して対応するものとし、公園全体としての既設駐車場整備状況と周辺施設を含めた大会開催時等の駐車場運用を総合的に検討し、関係部局と事前協議等を行った上で、適切に届出手続を行うこと。 ・適切な台数の駐輪スペースを確保すること。
第2 3(5)②	26	<ul style="list-style-type: none"> ・公園内の主要な歩行者動線及び駐車場、周辺道路からの歩行者用通路を整備すること。 ・可能な限り歩車分離を図り、歩行者の安全確保に十分な対策をとること。 ・段差が生じる場所及び勾配が5%を超える場所には手すりを設けること。 ・大会やイベント時の大人数の移動に配慮した広場等のたまりの空間を確保すること。 	27	<ul style="list-style-type: none"> ・公園内の主要な歩行者動線及び駐車場からの歩行者用通路を整備すること。 ・可能な限り歩車分離を図り、歩行者の安全確保に十分な対策をとること。 ・段差が生じる場所及び勾配が5%を超える場所には手すりを設けること。 ・大会やイベント時の大人数の移動に配慮した広場等のたまりの空間を確保すること。
第2 3(5)③	26	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業敷地内の雨水を、適切に公共下水道・排水路等に排出できる計画とすること。 	27	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業敷地内の雨水について、<u>地下浸透を含め</u>、適切に公共下水道・排水路等に排出できる計画とすること。
第2 3(5)⑦	27	<ul style="list-style-type: none"> ・対象敷地の外周部には、必要に応じてフェンス、門扉等を計画すること。 	27	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>安全上・管理上必要な場合</u>、フェンス、門扉等を計画すること。
第3 2(2)③ア	41	(追加)	41	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>県招待者は最大200名程度を想定しており、県招待者選定の際は県の指示に従うこと。</u>

該当箇所	要求水準書（案） 令和5年9月29日修正版		要求水準書 令和5年12月20日公表	
	頁	旧	頁	新
第4 2(2)	47	開館時間は、原則午前10時～午後7時45分（閉館午後8時）とする。 なお、事業者は 利用者の要望を受けて 、県の承認を得た上で、上記の設定時間によらず開館することを認める。	47	開館時間は、原則午前10時～午後7時45分（閉館午後8時）とする。 なお、事業者は県の承認を得た上で、上記の設定時間によらず開館することを認める。
第4 4(4)①	50	(追加)	50	<u>令和5年10月から消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）が導入されたことに伴い、利用料金に関する適格請求書（インボイス）発行事業者の登録を行うこと。また、適格請求書（インボイス）の交付に伴い、交付したインボイスの写しの保存等の事務も行うこと。消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）の詳細は、国税庁ホームページの「インボイス制度」を確認し適切な対応を行うこと。</u>
第4 11(5)	55	自由提案事業の実施に伴う料金は、事業者が徴収するものとする。料金の設定は提案に委ねるが、設定に当たっては、本施設が公の施設であることを踏まえ、また、周辺の民間施設で提供される類似サービスと比較して乖離ある料金とならないよう配慮すること。	55	自由提案事業の実施に伴う料金は、事業者が徴収するものとする。料金の設定は提案に委ねるが、設定に当たっては、本施設が公の施設であることを踏まえ、また、周辺の民間施設で提供される類似サービスと比較して乖離ある料金とならないよう配慮すること。 <u>自由提案事業における会員制の導入は、入会金にあたる料金を徴収しないことを条件に、導入可能とする。</u>
第6 2(7)	73	(追加)	73	<u>(8) 納税証明書</u> <u>国税※1および群馬県税※2の納税証明書（写し可）を毎年6月30日までに提出すること。</u> <u>（課税実績がない場合は、課税実績が無いことを証明する納税証明書を提出すること。）</u> <u>※1 国税官署（税務署）発行の「その3の3」様式</u> <u>※2 行政県税事務所発行の「第45号の3」様式（完納証明書）</u>